

奨学金貸与事業実施細則

(目的)

第1条 この細則は奨学金貸与事業規則第14条により、奨学金貸与事業の円滑化を図るために定める。

(新規貸与者の募集受付)

第2条 新規貸与者の募集受付は、毎年1月1日より3月10日の間とする。

(新規貸与者の募集人員)

第3条 新規貸与者の募集人員は、概ね30名から34名までの範囲を基本として、奨学金貸与事業規則第5条による当該事業年度予算の範囲内で定めるとする。

(奨学金貸与願)

第4条 奨学金貸与を希望する者は、「奨学金貸与願」を提出しなければならない。

2 「奨学金貸与願」は、この法人の本部又は支所に常備する。

3 「奨学金貸与願」に添付する書類は次の各号による。

(1) 「貸与希望者の所得を証明するもの」として、貸与希望者の源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等の年間所得が証明できるもの

(2) 「対象者が修学することを証明するもの」として、すでに修学中の場合は在学証明書、修学前の場合は入学案内、受験票、受験料納付書又は合格通知書等の写しで修学予定であることを証明できるもの

(選考委員会)

第5条 この法人内に奨学金貸与選考委員会を設け、被貸与者の選考を厳正に行う。

2 選考委員会は理事会がこれに当たり、各理事が選考委員となり、理事長が選考委員長に任じ当たる。

3 選考委員会は、毎年3月に開催する。

4 選考委員会は、次の選考項目により審議を行う。

(1) 通学の種類（自宅、自宅外等）

(2) 家族人員

(3) 年間所得

(4) 身体障害者等の特殊事情

(5) その他

5 選考は委員の多数決により、可否同数のときは委員長の決裁による。

6 この選考委員会で採用された者の内、同年4月20日までに、次の各号の書類を提出した者が、被貸与者として確定したこととする。

(1) 「貸与希望者の所属を証明するもの」として、貸与希望者の勤務する企業・団体の在籍証明書又はこれに代わるもの

(2) 「対象者が家族であることを証明するもの」として、同居のときは住民票又は健康保険証、別居のときは戸籍抄本など家族であることを証明できるもの

(3) 「対象者が修学することを証明するもの」として、同年4月1日以降に発行された在学証明書

(選考の補則)

第6条 奨学金被貸与者の選考は、次の各号により決定する。

(1) 選考は第2条に定めた期間に申し出のあった貸与希望者を対象として行う。

- (2) 選考外となった貸与希望者は、改めて次年度の受付期間に「奨学金貸与願」を提出することができる。ただし、引き続き連続して2期間を限度とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、選考対象項目に極めて大きな変動及び就学校種に変動があったときは、変動のあったときを第1回申出として取扱うことができる。

(貸与金支払方法)

第7条 貸与金の支払は、この法人の指定する金融機関の被貸与者の口座に振込送金する。

(届出事項変更の取扱い)

第8条 「奨学金貸与願」等各種届出事項に変更があったときは、被貸与者は、速やかに異動届を提出しなければならない。

- 2 変更事由発生後6ヶ月を過ぎ、かつ、奨学金事業遂行上著しく支障を来したときは、貸与金の支払を一時中止することがある。

(貸与の取消及び中止)

第9条 被貸与者決定以後において、次の事由が判明又は発生したときは被貸与者としての資格が取消され、貸与金の支払は中止される。

- (1) 虚偽の届出
- (2) 貸与金が奨学金の目的以外に使用されたこと
- (3) その他、理事会で被貸与者として不適合と認められる行為

(奨学金返済の特例)

第10条 前条の規定により貸与金の中止が決定されたときは、中止が決定された日から6ヶ月経過後までに、既貸与金の全額を返済しなければならない。

(奨学金返済の責任者)

第11条 奨学金の返済は奨学金貸与事業規則第11条から第13条までの各規定により、その返済の責任は被貸与者とする。ただし、対象者から返済することは妨げない。

(奨学金返済の猶予及び免除)

第12条 被貸与者及び対象者の両者が、奨学金返済期間中病気療養のため就業できないときは、その期間は返済を猶予し返済期間を延長することができる。この場合において、被貸与者及び対象者は、病気療養のための休業を証明する書類を提出しなければならない。

- 2 対象者が奨学金貸与期間中又は返済保留中に死亡したときは、貸与金の全額の返済を、奨学金返済期間の途中で死亡したときは、その月以降の残余金の返済を免除することができる。

(疑義)

第13条 この細則に疑義を生じたときは、理事会の決議により決定する。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は理事会の決議を経なければならない。

附 則

この細則は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

改訂実施期日

一部改訂	平成28年3月24日	第5回理事会
実施	平成28年4月1日	
一部改訂	平成28年5月26日	第6回理事会
実施	平成28年5月26日	

